

議案第26号

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和43年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の210」を「100分の220」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の200」を「100分の205」に、「100分の220」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。